
プロジェクト	2025 年 5 月開催 会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) への対応
項目	財務諸表における気候関連及びその他の不確実性

I. 本資料の目的

1. 本資料は、2025 年 5 月 28 日に開催予定の会計基準アドバイザー・フォーラム (ASAF) において議論される予定である、国際会計基準審議会 (IASB) の財務諸表における気候関連及びその他の不確実性のプロジェクトに関する ASBJ 事務局の対応案についてご審議いただくことを目的としている。
2. IASB は、2024 年 7 月 31 日に公表した公開草案「財務諸表における気候関連及びその他の不確実性」(以下「本公開草案¹」という。)に関して、設例 1 及び設例 2 について示された懸念に対応するため、2025 年 4 月の IASB ボード会議における教育的セッションにおいて、本公開草案へのフィードバックを受けた修正案を審議している (2025 年 4 月の IASB ボード会議アジェンダ・ペーパー14 (以下「AP14」) という。) のスライド 2)。今後プロジェクトの方向性を決定するために ASAF 会議を含めた諮問機関と協議するとしている。

II. これまでの経緯

3. IASB は 2023 年 3 月に、財務諸表における気候関連リスクの影響に関する報告を改善するために的を絞った対応を検討するプロジェクトを作業計画に追加した。これは、第 3 次アジェンダ協議 (2019 年 9 月から 2022 年 7 月にかけて実施) における回答者から示された懸念、すなわち、財務諸表における気候関連リスクの影響に関する情報が不十分であるか又は企業が財務諸表の外で提供している情報 (特に他の一般目的財務報告書で報告される情報) と不整合が生じているように見える場合があるといった懸念に対応するためとされている²。

¹ 本公開草案についての IASB 及び ASBJ の各 HP 掲載箇所
(原文) <https://www.ifrs.org/content/dam/ifrs/project/climate-related-other-uncertainties-fs/iasb-ed-2024-6-climate-uncertainties-fs.pdf>

(参考訳) <https://www.asb-j.jp/wp-content/uploads/sites/4/20240828.pdf>

² 本公開草案 BC1 項

4. プロジェクト開始後、IASB は気候関連以外のリスクも含めるために、プロジェクトの目的を、気候関連に限定せず一般化することを決定している³。しかし、プロジェクトに関する IASB の対応は、主に気候関連の不確実性に焦点を当てたものとなっている⁴。
5. ASBJ においては、第 147 回及び第 148 回 ASAF 対応専門委員会（2024 年 9 月 17 日開催及び 2024 年 10 月 17 日開催）で本公開草案の検討を行うとともに、並行して第 533 回及び第 535 回企業会計基準委員会（2024 年 9 月 18 日開催及び 2024 年 10 月 29 日開催）で審議を行った。これらの結果を踏まえ、企業会計基準委員会の書面審議を経て、2024 年 11 月 21 日に本公開草案に対するコメント・レターを IASB に提出している⁵。
6. IASB では、2025 年 2 月以降コメント・レターのフィードバック分析を開始しており、2025 年 4 月及び 5 月の IASB ボード会議で、設例 1 及び設例 2 についての修正案等を議論した後、ASAF 会議を含めた追加のアウトリーチを行い、2025 年 6 月の IASB ボード会議でプロジェクトの方向性を決定すること等を計画している。2025 年 6 月の IASB ボード会議において設例の公表が決定された場合には、2025 年 10 月に設例の公表を見込んでいる。なお、IASB は基準設定、設例の追加及び教育的資料等の追加の作業を行う可能性、あるいは次回のアジェンダ協議において追加の作業の優先度を協議する可能性についても言及している（AP14 のスライド 4）。

III. 設例 1 及び設例 2 に対する懸念への対応

設例の目的及び設例に対するフィードバックの概要

（設例の目的）

7. IASB は、特に設例 1 及び設例 2 については財務諸表で開示される気候関連リスクの影響に関する情報と、財務諸表の外で提供される情報の間に乖離があるとする利害関係者の懸念に対応するために開発したとしている。設例 1 及び設例 2 は、IAS 第 1 号「財務諸表の表示」（以下「IAS 第 1 号」という。）第 31 項における要求事項を適用する際に、企業がどのように重要性の判断を行うかを示しており、特に、企業が

³ 本公開草案 BC2 項

⁴ 本公開草案 BC3 項

⁵ ASBJ の HP 掲載箇所

（英）https://www.asb-j.jp/en/wp-content/uploads/sites/5/20241121_e.pdf

（参考訳）<https://www.asb-j.jp/jp/wp-content/uploads/sites/4/20241121.pdf>

これらの判断を行う際に質的要素をどのように考慮するかを示している（AP14のスライド6）。

（設例1及び設例2に対するフィードバックの概要）

8. 設例1及び設例2に関してこれらの設例を支持する意見がある一方で、懸念を示す意見も多く、本公開草案へのコメントの回答者の見解は分かれているとされている。特に、回答者は、企業がIAS第1号第31項をどのように適用するか of 技術的な分析や設例で示された重要性の評価について懸念を示したとしている（AP14のスライド6）。

IASBスタッフによる予備的見解

9. IASBスタッフの予備的見解では、設例1及び設例2は、利害関係者の懸念に対処し、プロジェクトの目的を達成する観点から重要であるため、IASBはこれらの設例を進めるべきとしている。ただし、回答者から提起された設例1及び設例2に対する主な懸念に対処するため、IASBはこれらの設例を修正するとしている（AP14のスライド7）。変更の提案は以下の7つであり、次項以降でそれぞれの変更の提案について説明している。

主な懸念	IASBスタッフによる変更の提案
IAS第1号第31項の適用	提案1 財務諸表全体として考慮するという説明の追加
	提案2 重要性がある情報の検討についての説明の追加
	提案3 影響がない旨の開示についての修正
情報が重要か否かの評価	提案4 追加的な開示が重要性がある情報を提供するかどうかの修正
場所及び形式	提案5 場所と形式についての修正
サステナビリティ関連財務情報との相互作用	提案6 結論の根拠における記載の修正
代替的アプローチ	提案7 代替的アプローチ

設例1及び設例2に対する主な懸念及び変更の可能性

（IAS第1号第31項の適用）

10. フィードバックにおいて設例 1 は、IAS 第 1 号第 31 項の要求事項及び当該要求事項の現行実務での適用方法を超えた内容になっているのではないかという多くの懸念が示された。これに対する IASB スタッフによる変更の提案は次の 3 つである。

提案 1 — 財務諸表全体として考慮するという説明の追加 (AP14 のスライド 8 及び AP14 Appendix 1.8)

11. IASB スタッフは IAS 第 1 号第 31 項の適用にあたり、企業は財務諸表全体 (the financial statements as a whole) を考慮すべきであることを明確化するために、次のことを説明することを提案している。

(1) IAS 第 1 号第 31 項は、例えば、企業が財務諸表をレビューするにあたり、「一歩引いて」(‘step-back’) 提供される情報をより幅広い視点から総体として考慮する (IFRS 実務記述書第 2 号「重要性の判断の行使」(以下「実務記述書第 2 号」という。)) 第 61 項及び第 62 項参照) 場合に適用されるものである。

(2) 企業は財務諸表全体との関連において、情報に重要性があるかどうかを検討する。

提案 2 — 重要性がある情報の検討についての説明の追加 (AP14 のスライド 9 並びに AP14 Appendix 1.8 及び 1.10)

12. IASB スタッフは、追加的な開示は重要性がある情報を提供するかどうかを検討するにあたり、企業は個々の利用者ではなく主要な利用者の情報ニーズに焦点を当てるべきであることを明確化し、かつ、主要な利用者からの質問は情報に重要性があることを示す可能性があることを明確化するために、次のことを説明することを提案している。

(1) 企業は、追加的な開示は重要性がある情報を提供するかどうかを検討するにあたり、取引並びにその他の事象及び状況に関する企業の知識及び経験に依拠する。

(2) 企業は、追加的な開示は重要性がある情報を提供するかどうかを検討するにあたり、気候関連の移行計画が企業の財政状態及び財務業績に与える影響について (個々の利用者ではなく) 主要な利用者が質問するかどうかを考慮する。

提案 3 — 影響がない旨の開示についての修正 (AP14 のスライド 10 及び AP14 Appendix 1.11)

13. IASB スタッフは企業が多種多様なリスクについて「影響がない」旨の開示をしなければならぬといった誤解を避けるために、次のことを提案している。

- (1) 気候関連の移行計画は、企業の財政状態及び財務業績に影響を与えない旨の開示をしているという記載を修正する。
- (2) 代わりに移行計画が当報告期間の財政状態及び財務業績に影響を及ぼさないことを説明するための追加的な開示を行う（例えば、影響を受ける製造設備は現在の耐用年数到来時にのみ交換されるため、移行計画はその製造設備の耐用年数に影響しないと説明できる可能性がある）。

(情報に重要性があるかどうかの評価)

14. 少数の回答者から、特に重要性の判断及び具体的な検討要因に関して、重要性の評価を説明する方法について懸念を示されたことに対する IASB スタッフの変更の提案は次のとおりである。

提案 4 — 追加的な開示が重要性がある情報を提供するかどうかの修正 (AP14 のスライド 11 及び AP14 Appendix 1.9)

15. IASB スタッフは、追加的な開示が重要性がある情報を提供するという結論に至る際に、気候関連の移行計画が報告期間における企業の財政状態及び財務業績に影響を与えない（定量的要因）場合にも、企業が検討する次のような定性的要因の議論を明確化及び拡大することを提案している。

- (1) 企業固有の定性的要因（例えば以下の 3 つ）

- ① 気候関連の移行リスクに晒されている内容及び程度
- ② 事業における移行計画の重大性
- ③ 財務諸表以外の一般目的財務報告に記載されている移行計画に関する情報と財務諸表における当該計画の影響に関する情報との間に明らかな不整合が存在するように見受けられるかどうか

- (2) 外部的な定性的要因（例えば市場、経済、規制及び法的環境を含む、企業が事業を行っている産業及び法域など）

(場所及び形式)

16. 少数の回答者が、設例 1 及び設例 2 を明確に紐づけること又は IAS 第 1 号ではなく実務記述書第 2 号に含めることを提案した。

提案5 — 場所と形式についての修正 (AP14のスライド12)

17. 前項の提案に対して IASB スタッフは、設例 1 及び設例 2 のつながりをより明確にするために、以下のいずれかの方法で、これらの設例の構成を変更することを提案している。

(1) 設例 1 及び設例 2 を同一の設例の変形とする (例: 設例 1A 及び設例 1B)

(2) 2 つの事実パターンを 1 つの設例にまとめて、それぞれの事実パターンにおける分析と結論の違いを対比する

(サステナビリティ関連の財務開示との相互作用)

18. 少数の回答者が、企業が IFRS サステナビリティ開示基準を適用した場合に結論が変わるのか、また変わる場合はどのように変わるのかを明確にするよう IASB に求めた。

提案6 — 結論の根拠における記載の修正 (AP14のスライド13)

19. 前項の提案に対して、IASB スタッフは、IFRS サステナビリティ開示基準の適用の仮定について述べている BC32 項⁶を削除し、結論の根拠において IASB が設例の開発にあたって検討した次のような事項を説明することを提案している。IASB スタッフはこの説明を行うことで IASB がこれらの設例を開発するにあたり、サステナビリティ関連の財務開示との相互作用をどのように検討したかについての明瞭性が改善されると考えている。

(1) 企業は財務諸表の文脈において重要性があるすべての情報を財務諸表において開示する。この開示は、その情報が他の場所においても提供されているかどうかは関係しない。

(2) 財務諸表以外の場所で提供された情報が、財務諸表に関連する情報に重要性があるかどうかを判断する要因となる可能性がある。これは、例えば、そうした特定の情報がなければ、財務諸表が財務諸表以外で提供された情報と整合していないように見える可能性があるためである。

(3) 企業が IFRS サステナビリティ開示基準を適用していたならば、サステナビリティ関連のリスク及び機会による現在の財務的な影響の欠如について開示してお

⁶ 本公開草案の BC32 項の参考訳は次の通り。「設例 1 及び 2 は、企業が IFRS サステナビリティ開示基準を適用していないと仮定している。当該基準が適用されたとした場合、企業はサステナビリティ関連財務開示において気候関連のリスク及び機会が当報告期間に係る企業の財政状態、財務業績及びキャッシュ・フローに与える影響に関する情報を開示することを要求されることとなる。」

り、設例に記述されている明らかな不整合はなかったと考えられる。このような場合には、企業は設例のその他の要因に基づいて、財務諸表における追加的な開示が、重要性がある情報を提供することになるかどうかについて検討することとなる。

(代替的なアプローチ)

提案7 — 代替的アプローチ (AP14のスライド14)

20. さらに IASB スタッフは、次のような代替的アプローチを提案している。
- (1) 追加的な開示が、重要性がある情報を提供するかどうかについての企業の結論を含めないように設例を変更する。
 - (2) これにより、追加的な開示が必要かどうかを決定する際に、企業は特定の事実と状況を考慮し、判断を行使する必要があることを強調することができると考えられる。また、IAS 第1号第31項の適用を例示することに対する懸念に対処することに役立つと考えられている。ただし、この場合は重要性の評価などに関する利害関係者の懸念（第8項参照）に対応する観点からは、設例の効果が弱まる可能性があると分析されている。
 - (3) 他の変更の提案により回答者の懸念に十分に対応しているとされるならば、この代替的アプローチは不要であると考えている。

IV. ASBJ 事務局による対応（案）

ASBJ 事務局による分析及び見解

21. IASB スタッフの7つの変更の提案に対する ASBJ 事務局の分析は以下のとおりである。

(IAS 第 1 号第 31 項の適用)

提案 1 — 財務諸表全体として考慮するという説明の追加

22. 本資料の第 11 項に記載のとおり、IASB スタッフは、IAS 第 1 号第 31 項の適用にあたり、企業は、財務諸表全体 (the financial statements as a whole) を考慮すべきであることを明確化するために、実務記述書第 2 号の用語も用いて説明を追加することを提案している。
23. この点、IAS 第 1 号第 31 項における重要性があるかどうかの評価は、財務諸表全体に対して行うという点は ASBJ の提出したコメント・レター第 8 項に記載した内容と整合している。また、実務記述書第 2 号の用語を用いることで追加の解釈が示されるとも考えられない。

提案 2 — 重要性がある情報の検討についての説明の追加

24. 本資料の第 12 項に記載のとおり、IASB スタッフは追加的な開示は重要性がある情報を提供するかどうかを検討するにあたり考慮すべき要素として、主要な利用者が質問するかどうかを考慮する (consider) ことを提案している。
25. この点、追加的な開示が重要性がある情報を提供するかどうかを検討する際に、主要な利用者が質問するかどうかを考慮することを提案することは、主要な利用者の情報へのニーズに対応しているとも言え、否定されるものではない。しかしながら、「考慮する」の具体的な内容が必ずしも明確ではないため、開示実務において意図しない混乱や追加の作成コストを生じさせる可能性がある。
26. また、このような設例が追加される場合、主要な利用者が有用と考える情報であれば何であれ財務諸表に含めるべきであるといった考えが広がる可能性がある。この点、ASBJ の提出したコメント・レター第 4 項から第 7 項に記載したとおり、我々は、IASB がまず財務諸表に記載されるべき情報は何かを検討することが必要であると考えており、具体的には財務諸表で提供されるべき情報は、主として過去と現在の事象に関する情報であると考えている。

27. 前項に記載した我々の見解に照らすと、気候関連及びその他の不確実性に係るリスクは将来の不確実性に関するものが多いと考えている。このため、財務諸表の中にはそのようなリスクが含まれない場合もあるという点について主要な利用者の理解が深まるよう IASB が努力することも重要であると考えている。

提案 3 — 影響がない旨の開示についての修正

28. 本資料の第 13 項に記載のとおり、IASB スタッフは多種多様なリスクについて影響がない旨の開示をしなければならないという誤解を避けるために、気候関連の移行計画が該当する報告期間の財政状態及び財務業績に影響を及ぼさないことを説明するための追加的な開示を行うことを提案している。
29. まず、修正された提案により、多種多様なリスクについて影響がない旨の開示をしなければならないといった誤解は避けられると考えられる。
30. また、影響がないことが主要な利用者にとって有用な情報を提供する場合にその旨開示することが適切である場合がありうることも想定されると考える。

(情報に重要性があるかどうかの評価)

提案 4 — 追加的な開示が重要性がある情報を提供するかどうかの修正

31. 本資料の第 15 項及び AP14 Appendix 1.9 に記載のとおり、IASB スタッフは、気候関連の移行計画が企業の財政状態及び財務業績に影響を与えない（定量的要因）場合でも、追加的な開示が重要性がある情報を提供するかどうかを検討する際には、企業固有の定性的要因と企業外部の定性的要因を考慮することを提案している。さらに企業固有の定性的要因の一例として、財務諸表以外の一般目的財務報告に記載されている気候関連の移行計画に関する情報と財務諸表における当該計画の影響に関する情報との間に明らかな不整合が存在するように見受けられる場合を挙げている。
32. この点、設例では、移行計画が企業にとり戦略的に重要で将来の業績に重大な影響を及ぼすという前提を置いているものの、財務諸表以外の一般目的財務報告に記載されている移行計画に関する情報と財務諸表における当該計画の影響に関する情報との間に不整合が存在するように見受けられる場合には、追加的な開示が必要となりうるとしている。しかし、我々は、財務諸表はそれ自身で完結したものであるべきであると考えており、財務諸表の文脈において重要性がないと判断された財務諸表の外で開示されている情報との不整合に関する追加的な情報は、基本的に財務諸表の外で開示することが適切であると考えている。

(場所及び形式)**提案5 — 場所と形式についての修正**

33. 本資料の第17項に記載のとおり、IASB スタッフは、設例1及び設例2のつながりをより明確にするために、設例の構成を変更することを提案している。ただし、少数の回答者からのIAS第1号ではなく実務記述書第2号に含めることへの提案については何も対応案が示されていない。
34. この点、2つの事実パターンを1つの設例にまとめて、それぞれの事実パターンにおける分析と結論の違いを対比するという提案(第17項(2)参照)については、同一の設例すなわち共通の事実パターンに基づき、変形とする方が分かりやすいかと考える。
35. ただし、前述したとおり例えば提案2に新たな解釈が含まれていることを考慮すると、ASBJの提出したコメント・レターの記載と同様に、設例を実務記述書第2号、あるいは教育的資料に含めてはどうかと考える。

(サステナビリティ関連の財務開示との相互作用)**提案6 — 結論の根拠における記載の修正**

36. 本資料の第19項に記載のとおり、IASB スタッフはIFRSサステナビリティ開示基準の適用の仮定について述べている本公開草案BC32項を削除し、代わりにIASBがこれらの設例を開発するにあたり、サステナビリティ関連の財務開示との相互作用をどのように検討したかの説明を追加することを提案している。
37. この点、本公開草案BC32項はIFRSサステナビリティ開示基準が適用されたとした場合にはサステナビリティ関連の財務開示において開示が要求される項目を、IFRSサステナビリティ開示基準を適用していないと仮定して財務諸表に記載するかのような記載となっていたことを踏まえると削除することには賛成する。
38. また、本資料の第19項(1)に記載のとおり、財務諸表の文脈において重要性がある情報は、財務諸表においてすべて開示するという記載は、現行実務における解釈と整合していると考え同意できると考える。
39. しかしながら、本資料の第19項(2)の記載は、財務諸表以外の情報と財務諸表の情報の不整合があるように見える場合には、財務諸表以外で提供された情報が、財務諸表に関連して重要性がある情報となる可能性があるとする見解と同義であり、財務諸表の文脈において重要性がある情報のみを含める考えとは整合しないのではないかと考えている。

40. なぜなら、前述したとおり、我々は、財務諸表で提供されるべき情報は、主として過去と現在の事象に関する情報であると考えているためである。このため、財務諸表と財務諸表外との不整合を生じさせている情報が将来の不確実性の情報である場合には、財務諸表において提供されるべき情報とはならない可能性が高いと考えている。
41. また、本資料の第 19 項(3)の記載についても、前項と同様の理由で財務諸表において提供されるべき情報には含まれない可能性が高いと考えている。

(代替的なアプローチ)

提案 7 — 代替的アプローチ

42. 本資料の第 20 項に記載のとおり、IASB スタッフは代替的なアプローチとして、追加的な開示が、重要性がある情報を提供するかどうかについての企業の結論を含めないようにこれらの設例を変更することも考えているとしている。
43. この点、IAS 第 1 号第 31 項の適用について提案 2 を含め依然として同意できない点も見受けられることから、企業の結論を含めないようにすることで、追加的な開示が必要かどうかを決定する際に、企業は特定の事実と状況を考慮し、判断を行使する必要があることを強調することも考えられる。
44. しかしながら、代替的アプローチにおいても、これらの設例が IFRS 会計基準に付属する設例に含まれるのであれば、サステナビリティ関連の財務開示との相互作用についての変更の提案の問題点などは解決されないのではないかと考える。

ASAF 会議で想定される質問に対する ASBJ 事務局の発言案

45. IASB は、ASAF メンバーに対しても IASB スタッフの変更案に関する質問を設定する可能性がある。その場合、以下の内容を中心に、ASBJ として主張すべき内容を発言することが考えられる。

(IAS 第 1 号第 31 項の適用)

46. 提案 2 は、追加的な開示が、重要性がある情報を提供するかどうかを検討する際に、主要な利用者が質問するかどうかを考慮することを提案しているが、これにより現行の開示実務に意図しない混乱や追加の作成コストを生じさせる可能性がある。
47. このため、設例として進めるのであれば、本資料の第 16 項に記載した少数の回答者からの提案と同様に、設例 1 及び設例 2 を実務記述書第 2 号に含めてはどうかと考える。

(サステナビリティ関連の財務開示との相互作用)

48. 提案6に示された、財務諸表以外の情報と財務諸表の情報間に不整合があるように見える場合には、財務諸表以外で提供された情報が、財務諸表における重要性がある情報となる可能性があるとする見解には同意できないと考えている。
49. なぜなら、我々は、財務諸表はそれ自身で完結したものであるべきであると考えており、財務諸表の外で開示されている情報との不整合に関する追加的な情報は、基本的に財務諸表の外で開示することが適切であると考えているためである。

ディスカッション・ポイント

ASBJ 事務局の分析及び見解並びに発言案について、ご意見やご質問があれば伺いたい。

以 上

参考

2025 年 4 月の IASB ボード会議の概要

1. 設例を進めることに賛成する意見が多く聞かれた一方で、IAS 第 1 号第 31 号の適用上に新たな解釈を加える可能性について慎重に検討すべきであり、具体的には費用対効果分析について、実務や考え方を変える可能性があることを理解するために、少し時間をかける必要があるとする意見も複数のメンバーから聞かれた。
2. 気候関連の移行計画が戦略的に重要であるという表現を使うことについては、賛否両論が聞かれた。
3. 主要な利用者からの質問を考慮することを追加することの意義に疑問を表明した理事もいた。
4. 本公開草案における BC32 項の削除については、賛成の意見が複数のメンバーから聞かれ、削除に反対する意見は聞かれなかった。
5. 代替アプローチである、重要性の評価の結論を記載しない点については複数の反対意見が聞かれた。
6. 1 人の理事からは国際サステナビリティ開示基準に言及しないことを望む意見も聞かれた。